

## ヤマハ仮想ルーター vRX (Amazon Web Services 対応版) 利用規約

ヤマハ株式会社 (以下「ヤマハ」) は、「ヤマハ仮想ルーター vRX (Amazon Web Services 対応版) (以下「本ソフトウェア」)」の規約 (以下本規約) を以下の通り定めます。本規約は、ヤマハが提供する本ソフトウェアの利用に関し適用されるものとします。

### 第 1 節 総則

#### 第 1 条 (用語の定義)

本規約は、以下の用語の意味を、次のとおり定義します。

- ・ 「Amazon Web Services(AWS)」は、amazon.com, inc. (以下、Amazon) が提供するクラウドコンピューティングです。
- ・ 「お客様」とは、本規約に同意頂いた上で本契約を締結する者のことをいいます。
- ・ 「本契約」とは、お客様が本規約に同意し、お客様とヤマハとの間で本ソフトウェアを利用するために締結される契約をいいます。

#### 第 2 条 (本規約の適用)

- ・ 本規約は、ヤマハが提供する本ソフトウェアの利用に際し適用されます。
- ・ 本ソフトウェアの取扱説明書など本ソフトウェアに関する書面は、本規約の一部を構成するものとします。
- ・ 本規約の規定と前項の書面の内容が異なる場合、当該書面の内容が優先して適用されるものとします。
- ・ お客様は本規約に同意いただいたうえで本ソフトウェアを利用することができます。
- ・ ヤマハは以後、本規約を改定、追加、および変更 (以下「改定等」) できるものとします。またお客様が、本ソフトウェアをヤマハによる本規約の改定等した後に利用した場合、改定等後の本規約内容に承諾したものとみなします。なお、ヤマハが、本規約の改定等を行う場合、本規約の改定等を行う 30 日前までにヤマハ公式ホームページに掲載しお知らせします。

### 第 2 節 利用上のご注意

#### 第 3 条 (本契約の成立等)

- ・ お客様は本契約を申し込む場合、ヤマハまたはヤマハの販売代理店が別途定める手続きに従うものとします。
- ・ 本契約の有効期間は、本規約が定めるところに従います。

#### 第 4 条 (ライセンス)

- ・ 本ソフトウェアは、機能制限がかけられています。ライセンスを購入したお客様は、ライセンス条件に従い、本ソフトウェアを利用できます。
- ・ 当該ライセンスの内容は以下のとおりです。
  - (1) ライセンスは、ヤマハが別途定めるライセンス購入申込方法に従い、ライセンスキーとして購入できます。
  - (2) ライセンスは、基本ライセンスとオプションライセンスの 2 種類で構成されます。ライセンスの詳細については、ヤマハ製品情報ページ(<https://network.yamaha.com/>)をご参照ください。

- (3) ライセンスは、本契約の定める期間 使用できます。
- (4) ヤマハは、使用可能なライセンス数に応じて、本ソフトウェアの利用を許諾します。
- (5) ライセンスキーを紛失した場合は再発行しません。お客様は、再度ライセンスを購入することで、本ソフトウェアを利用できます。
- (6) お客様は、ご使用中のライセンスの有効期間が終了する 1 年前から、新たなライセンスの購入申込みをすることができます。
- (7) 本ソフトウェアのライセンスは、Amazon Web Services(AWS)の Amazon Machin Image(AMI)として提供するヤマハ仮想ルーターでご使用できます。

#### 第 5 条 (本ソフトウェア利用時に発生する費用等)

- ・ AWS の利用料、本ソフトウェア利用時に発生するパケット通信費用および作業費用等は、別途お客様がご負担いただくものとします。
- ・ お客様は、本ソフトウェアを利用するために必要な設備やサービス等を自己の責任において準備するものとします。ヤマハは、これら設備やサービス等における動作保証およびサポートは一切行わないものとします。

#### 第 6 条 (本ソフトウェアの内容)

- ・ 本ソフトウェアの内容は、ヤマハが別途定める本ソフトウェアの取扱説明書など本ソフトウェアに関する書面に記載されたとおりとします。
- ・ 本ソフトウェアの仕様書に定めのない事項がある場合には、その範囲において本規約が適用され、本規約の内容と本ソフトウェアの仕様書に記載された内容が異なる場合には、本ソフトウェアの仕様書の内容が優先して適用されるものとします。
- ・ 本ソフトウェアは、AWS の利用が必要です。ヤマハは、AWS の提供に関しては、何ら責任を負いません。AWS の利用に関しては、AWS が定める利用規約（各種規約・法務関連：<https://aws.amazon.com/jp/legal/>）に従ってください。

#### 第 7 条 (ユーザー ID およびパスワードの管理)

- ・ お客様は、本ソフトウェアのユーザー ID およびパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。
- ・ ユーザー ID およびパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等によりお客様自身またはその他の者が損害を被った場合、ヤマハは一切の責任を負わないものとします。

### 第 3 節 責任

#### 第 8 条 (禁止事項)

- ・ ヤマハは、本ソフトウェアの利用に際しお客様に次の行為を禁止するものとします。
  - (1) 本規約に反する行為
  - (2) 本ソフトウェアをお客様の使用以外の商用、またはその他不正の目的をもって利用する行為、またはその準備を目的とする行為
  - (3) 本ソフトウェアのライセンス取得時、虚偽の事実および内容をヤマハまたはヤマハの販売代理店へ届ける行為
  - (4) 本ソフトウェアに関するヤマハ、または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為また侵害の恐れがある行為

- (5) 本ソフトウェアのライセンスおよび本ソフトウェアの第三者への再使用許諾、販売、頒布、賃貸、リース、貸与もしくは譲渡し、特定もしくは不特定多数の者によるアクセスが可能なウェブサイトもしくはサーバー等にアップロードする行為
- (6) 本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、またはその他方法により、本ソフトウェアに基づいた派生的な成果物を作成し、使用（販売、頒布、賃貸、再使用許諾、改変等を含むがそれらに限らない）する行為。ただし、著作権法その他適用される法令によって認められている場合を除く。
- (7) 一つのライセンスキーで、複数の本ソフトウェアを使用する行為
- (8) 故意や過失を問わず、上記各項のほか法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為またその違反の恐れがある行為
- (9) その他、ヤマハが、合理的理由において不適切と判断する行為

#### 第 9 条（責任の制限）

- ・ AWS を含む、本ソフトウェアおよびライセンスは、その性質上、バグや瑕疵、誤動作など、正常に動作しない症状等の不具合を含み得るものとして提供され、法令上免責が認めれない場合を除き、その完全性、正確性、確実性、安全性、有用性、信頼性、無害性等に関していかなる保証も行わないものとします。
- ・ お客様は、本ソフトウェアの導入および利用についてお客様の自己責任で行うものとし、ヤマハはその完全性や正確性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
- ・ お客様は、本ソフトウェアによる情報等の消失ならびにその他関連して発生したお客様および第三者の損害について、いかなる補償も行わないものとします。
- ・ ヤマハは、本ソフトウェアの日本国外での使用について一切のサポート、保証をしません。本ソフトウェアの日本国内での使用についてのサポートは、ヤマハの営業時間内で、日本語での対応に限ります。

#### 第 10 条（損害賠償）

- ・ お客様は、本ソフトウェアの利用においてお客様の責に帰すべき事由でヤマハに損害を与えた場合、ヤマハが被った一切の損害を賠償するものとします。
- ・ お客様が、第三者に損害を与えた場合、または第三者との間で紛争が生じた場合、お客様は、自己の責任と費用でこれを解決し、ヤマハにいかなる責任も負担させないものとします。万一、お客様の責に帰すべき事由によりヤマハが他のお客様や第三者から責任を追及された場合は、お客様はその責任と費用で当該紛争を解決するものとし、ヤマハにいかなる責任をも負担させないものとします。

### 第 4 節 変更等

#### 第 11 条（本ソフトウェアの変更）

- ・ ヤマハは、本ソフトウェアの仕様をお客様に事前通知することなく変更することがあります。また、ヤマハは、当該変更によりお客様に生じる損害は、一切責任を負いません。

#### 第 12 条（本ソフトウェアの提供停止）

- ・ ヤマハは、次の各号のいずれかに該当する場合、本ソフトウェアの提供を停止できるものとします。
  - (1) AWS の提供が中止された場合、または、AWS のメンテナンスが実施された場合
  - (2) 技術上または運用上の理由により、本ソフトウェアの提供を停止する必要があると判断した場合
- ・ ヤマハは、本条に定める本ソフトウェアの提供停止によりお客様に生じた損害について、一切責任を負いません。

## 第 5 節 契約の終了

### 第 13 条（本契約の終了）

- ・ 本契約は、有効期間満了、または第 14 条（ヤマハによる解除）に基づき本契約が解除されることにより終了します。
- ・ 本契約が終了した場合、ヤマハは、お客様に、いかなる理由であっても、本ソフトウェアのライセンスの購入代金を一切返金しません。

### 第 14 条（ヤマハによる解除）

- ・ ヤマハは、以下の事態が発生した場合、お客様へ事前の催告なく本契約を即時に解除できるものとします。またお客様が本契約を複数締結する場合も、同様に締結しているすべての契約を解除できるものとします。
  - (1) お客様が、本規約に反する行為をし、または違反状態に至った場合
  - (2) ヤマハが、事由の如何を問わず本ソフトウェアの提供を終了した場合
  - (3) その他、ヤマハが、お客様に対し本ソフトウェアの利用を継続するのに不相当であると判断した場合

### 第 15 条（本契約終了後の措置および残存条項）

- ・ 本契約が終了したのち、お客様は責任をもって本ソフトウェアおよびこれに関する一切の資料とライセンスを破棄するものとします。
- ・ 本契約終了後も、第 8 条（禁止事項）から第 13 条（本契約の終了）および第 15 条（契約終了後の措置および残存条項）から第 19 条（合意管轄）の規定は存続します。

## 第 6 節 一般事項

### 第 16 条（権利の帰属）

- ・ 本ソフトウェアおよびこれに付随する以下の一切の権利は、著作権法その他の法律により保護され、ヤマハまたは第三者に帰属するものとします。
  - (1) 著作権
  - (2) 特許権
  - (3) 商標権
  - (4) 意匠
  - (5) その他、ノウハウ、営業秘密を含む一切の知的財産権
- ・ ヤマハは、本ソフトウェアと共にまたはその一部として、オープンソースソフトウェア、第三者のプログラム、データファイルおよびそれに関するドキュメンテーション（以下「第三者ソフトウェア等」といいます）を提供する場合があります。第三者ソフトウェア等の取扱いについては、第三者が定める第三者ソフトウェア等に関する利用条件に従い取り扱われるものとします。

### 第 17 条（譲渡の禁止）

- ・ お客様は、本規約に特段の定めが無い限り、本規約および本契約に基づく権利義務の一部または全部を、第三者に利用させる行為のほか、譲渡、貸与または質入等の担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものとします。

第 18 条（準拠法）

- ・ 本契約は、抵触法の定めにかかわらず、日本国の法令に準拠し、これにもとづいて解釈されるものとします。

第 19 条（合意管轄）

- ・ 本ソフトウェアの利用に関連して、万が一ヤマハとお客様との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2019 年 9 月 30 日に発効します。

以上  
ヤマハ株式会社